**公　示　送　達　申　立　書**

地方裁判所　　　　　　　　　御中

令和○○年○○月○○日

債権者代理人　○　○　○　○　印

債　 権 　 者　△　△　△　△

債務者兼所有者　□　□　□　□

上記当事者間の御庁令和○○年（ケ）第○○○○号担保不動産競売申立事件について、上記債務者兼所有者の住所その他送達すべき場所が知れないため、通常の手続により送達することができないので、公示送達の方法により送達されたく申し立てます。

添付書類

１ 住民票　　　　　１通

２ 調査書　　　　　１通

**調　査　書**

○○地方裁判所令和○○年（ケ）第○○○○号担保不動産競売申立事件の債務者兼所有者□□□□の居所調査をした結果は下記のとおりです。

記

１　住民票届出地　○○市○○区○○町３－２－１－１２３号

令和○○年３月１０日午前９時４０分訪問

(1)　表札は「□□□□」、施錠されており応答なし。

(2)　マンションの管理人××××氏に面談。夫人と子息が居住している様子であるが、詳細不明とのこと。

２　債務者兼所有者□□□□の実弟○○○○氏に面談。

○○市△△区△△町５－４－３、令和○○年３月１５日午前１１時訪問

債務者兼所有者□□□□とは音信不通である。一時郵便物の転送先として届出されていたらしく、迷惑した。

３　債務者兼所有者□□□□は、□□□□株式会社を経営していたが、倒産（令和○○年１０月）後の就業先は不明である。

４　以上のとおり、本人の居所、連絡先、就業場所とも不明である。

公　示　送　達　申　立　書

地方裁判所　　　　　　　　　御中

令和○○年○○月○○日

債権者代理人　○　○　○　○　印

債　　権　　者　△　△　△　△

債務者兼所有者　株式会社□□□□

上記当事者間の御庁令和○○年（ケ）第○○○○号担保不動産競売申立

事件について、上記債務者兼所有者の住所その他送達すべき場所が知れな

いため、通常の手続により送達することができないので、公示送達の方法

により送達されたく申し立てます。

添付書類

１ 調査報告書　　　　　　１通

２ 商業登記事項証明書　　１通

３ 住民票　　　　　　　　１通

**調　査　報　告　書**

融資管理部長　殿

令和○○年○○月○○日

調査者 融資管理部 ○ ○ ○ ○ 印

○○地方裁判所令和○○年（ケ）第○○○○号担保不動産競売申立事件の債務者兼所有者株式会社□□□□の本店所在地及び本件目的物件の所在地である同社代表者××××の住民票上の住所を調査した結果について、下記のとおり報告します。

記

１　令和○○年２月１９日午後２時頃、上記××××の住民票上の住所である○○県○○市○○区○○１丁目１番１号の○○ビル４Ｆを調査したところ、同所には６階建ての建物があった。そこで、同ビル４Ｆの上記××××宅を訪問すべくエレベーターで４階に行くと（今までは何回訪問しても、同エレベーターは４階には止まらなかった。）、正面に玄関があったが、郵便受け及び表札等はなかった（４階全部を上記会社が占有している。）。玄関のベルを押し、家人を呼び出そうとしたが、不在らしく誰も出てこなかった。３階にある○○○○株式会社の男性社員に事情聴取したところ、「４階のことは何もわからない。」とのことであった。１階に居住している同ビルの管理人である○○氏に事情聴取したところ、「××××さんは、１年半位前までは奥さんと居住していたが、その後は見たことはない。現在は○○という若い女性が１人で住んでいる。先月分の管理費１万７０００円もその人が持ってきた。以前に裁判所の人が４階の間取り等の調査に来たが、××××さんは不在だったらしく、私が書面で回答した。」とのことだった。２階に居住している○○氏夫人に事情聴取したところ、「４階のことは全くわかりません。」とのことだった。  
　なお、同ビルの１階にある４階用の郵便受けは、「○○○○」と記載されており、また、「氏名にかかわらず、この住所宛にきたものはこのポストに入れてください。」との記載もあった。

２　令和○○年３月１日午後２時頃、再度上記ビル４階を訪問したところ、いつものように４階にはエレベーターが止まらないようになっていた。

３　令和○○年３月８日、○○郵便局集配課責任者○○氏から当時の事情を聴取したところ、「××××が居住していたことを確認して配達したわけではなく、郵便受けに宛名にかかわらず４階への郵便物を受け入れる旨の記載があったので現在まで配達していたとのことであった。  
　なお、同日再々上記ビルを訪問したが、エレベーターは、４階には止まらないように操作されていた。

４　令和○○年３月１５日、債務者兼所有者株式会社□□□□の本店所在地である○○県○○市○○区○○１丁目２番３号を調査したところ、同所は「○○○○」という１０世帯が入居しているマンションであった。１階には４店舗が営業しており、そのうちの「○○○○株式会社」の代表者○○氏に事情聴取したところ、「我社は令和○○年３月からここで営業している。株式会社□□□□は、この場所で３年半位前まで営業していた会社であると聞いている。」とのことであった。  
　念のため、同マンションの管理会社である有限会社○○管理サービス（○○県○○市○○区○○５－４－３）へ行き事情聴取したところ、「株式会社□□□□は、３～４年前まで、同マンションの現在は○○○○株式会社が賃借している場所で営業していたが、移転するに際しては何も聞いていないので、現在どこで営業しているのか全くわからない。」とのことであった。  
　以上のとおり、債務者兼所有者株式会社□□□□の営業所は商業登記事項証明書に記載されている本店所在地に存在せず、現在の営業所は不明であり、同社の代表者である××××は、住民票上の住所に居住しておらず、現在の居所及び就業場所も不明であることが判明しました。  
　なお、商業登記事項証明書及び住民票上の住所は異動がありませんでした。

以上、報告いたします。